

8. 安全で安心な市街地の形成に資する街路整備

施策の目的

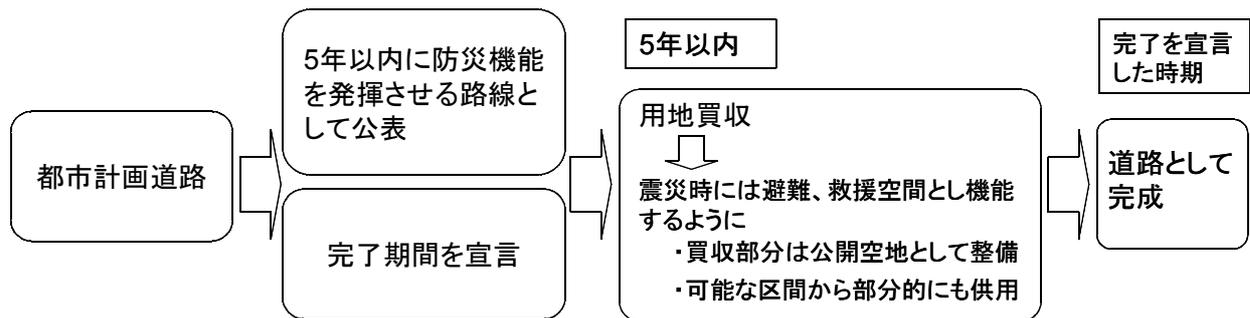
地震時に大きな被害（特に大火）が生じる可能性の高い密集市街地において災害時の被害を軽減するとともに、大規模災害による被災地の早期復興を図るため、防災環境軸の核となる都市計画道路や地区公共施設等の整備を推進します。また、地下空間の安全性を確保するため、地下街の耐震補強の実施を推進します。

8.(1) 防災環境軸の重点整備

施策の概要

- 1) 重点密集市街地（全国8,000ha）内において、道路、沿道建築物等が一体となって避難・延焼遮断機能を持つ防災環境軸の核となる都市計画道路の整備を、街路事業、防災環境軸整備事業等により推進
- 2) 防災上緊急に整備する路線として、完了期間及び防災機能概成期間（5年以内）を宣言した路線（「完了期間宣言防災路線」）を重点的に支援

○完了期間宣言防災路線の整備



【重点密集市街地】



【防災機能の概成】



【防災環境軸の核となる
都市計画道路の完成】



※防災環境軸：道路等の防災公共施設及び沿道建築物が一体となり、避難・延焼遮断機能を持つ都市の骨格軸

※防災機能概成：用地買収と沿道の建替が相当進み、防災環境軸が形成された場合に発揮する防災機能（避難、延焼遮断）の相当程度の発現が期待できる状態

<実施予定箇所>

補助第81号線（東京都）、補助第120号線（東京都）等

○防災環境軸整備事業（都市・居住環境整備推進出資金）

都市再生を緊急に図るべき密集市街地において、都市計画道路用地及びその周辺の土地を都市再生機構が機動的に先行取得し、土地の整形・集約化をすることにより、幹線街路とその沿道区域が一体となって避難路及び延焼遮断帯として機能する防災環境軸を整備

8.(2) 都市防災に資する地区公共施設の整備

施策の概要

都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備）により、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備を推進

○都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備）

[制度の概要]

- i) 対象地域：三大都市圏の既成市街地、政令市、都道府県庁所在地、重点密集市街地を含む市町村、大規模地震発生の可能性が高い地域、これら以外のD I D地区及び大規模災害の被災地
- ii) 補助対象：重点的かつ緊急に整備を図る必要がある道路、公園、緑地、広場などの地区公共施設（被災地にあっては施設の高質化を含む）
- iii) 補助対象者：都道府県、市町村（特別区含む）、防災街区整備推進機構、民間（間接補助）
- iv) 補助率：1/2（民間間接補助は1/3）
用地費は2/3の補助対象率を乗ずる。

<実施予定箇所>

きくすいかみまち

菊水上町地区（札幌市）、小川西町地区（東京都小平市）等

8.(3) 地下空間の安全性の確保

施策の概要

地震により地下街が被災した場合、上部の道路や駅前広場等の安全性に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、耐震補強の要否を確認するために地下街の実態調査を実施 **新規**

○地下街耐震対策調査の実施

全国に約80箇所ある地下街の実態調査を実施 **新規**